

令和4年度答申第77号
令和5年3月10日

諮問番号 令和4年度諮問第81号及び第82号（いずれも令和5年2月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件2
件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に雇用されていた労働者の業務上の負傷について休業補償給付の支給がされていたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、上記の業務上の負傷に係る事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項1号に規定する事故に該当するとして、同項の規定に基づき、当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定をしたことから、審査請求人がこれらを不服としてそれぞれ審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「労働保険料徴収法」という。）2条1項は、この法律において「労働保険」とは、労災保険法による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）

及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険を総称すると規定している。

- (2) 労働保険料徴収法3条は、労災保険法3条1項の適用事業（労働者を使用する事業）の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立すると規定している。
- (3) 労働保険料徴収法4条の2第1項は、上記(2)により労災保険に係る保険関係が成立した事業の事業主は、その保険関係が成立した日から10日以内に、その保険関係が成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならないと規定している。

これを受けて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号。以下「労働保険料徴収法施行規則」という。）4条2項は、労働保険料徴収法4条の2第1項の規定による届出（以下「保険関係成立届」という。）は所轄労働基準監督署長に提出することによって行わなければならないと規定している。

なお、事業主が納付すべき労災保険の保険料の額は、当該保険年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額に当該事業についての労災保険率を乗じて算定するとされ（労働保険料徴収法11条1項、12条1項、19条1項1号）、労災保険率は、「事業の種類」ごとに定められている（労働保険料徴収法施行規則16条1項、別表第1）。そして、「事業の種類」については、その細目を厚生労働大臣が別に定めて告示している（労働保険料徴収法施行規則16条1項、労災保険率適用事業細目表（昭和47年労働省告示第16号））。

- (4) 労災保険法31条1項1号は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により労働保険料徴収法4条の2第1項の規定による届出（保険関係成立届）であって労災保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収できると規定している。
- (5) 上記(4)の労災保険法31条1項1号の要件該当性の判断、すなわち、保険給付に要した費用を事業主から徴収するか否かの判断については、平成17年9月22日付け基発第0922001号厚生労働省労働基準局長通達「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」（以下「運用通

達」という。)が次のように行うこととしている。

ア 労災保険法31条1項1号の事業主の故意は、次のいずれかに該当する場合に認定する(記2の(1)のイ)。

(ア) 事業主が、当該事故に係る事業に関し、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署又は所轄公共職業安定所から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう指導(以下「保険手続に関する指導」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

(イ) 事業主が、当該事故に係る事業に関し、厚生労働省労働基準局長の委託する労働保険適用促進業務を行う社団法人全国労働保険事務組合連合会の支部である都道府県労働保険事務組合連合会又は同業務を行う都道府県労働保険事務組合連合会の会員である労働保険事務組合から、保険関係成立届の提出ほか所定の手続をとるよう勧奨(以下「加入勧奨」という。)を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合

イ 労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、上記アの保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合であって、かつ、労働保険料徴収法3条に規定する労災保険に係る保険関係が成立した日(以下「保険関係成立日」という。)から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定する(記2の(1)のロの(イ))。ただし、次のいずれかの事情が認められるときは、事業主の重大な過失として認定しない(記2の(1)のロの(ロ))。

(ア) 事業主が、その雇用する労働者について、労働者に該当しないと誤認したために、保険関係成立届を提出していなかった場合(当該労働者が取締役の地位にあるなど、労働者性の判断が容易でなく、事業主が誤認したことについてやむを得ない事情が認められる場合に限る。)

(イ) 事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合

(6) そして、上記(4)により徴収する費用(徴収金)の額については、運用通達が次のとおりとすると定めている(記2の(4)のロ)。

ア 上記(5)のアにより事業主の故意が認定される場合には、保険給付の額に100分の100を乗じて得た額

イ 上記(5)のイにより事業主の重大な過失が認定される場合には、保険給付の額に100分の40を乗じて得た額

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成9年4月1日、同日を保険関係成立日とし、事業の種類を「建設事業」とする保険関係成立届を提出し、当該保険関係成立届は、事業の種類の詳細目（業種コード）を「3502」（木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業）として受理された。

（適用情報検索帳票）

- (2) B（以下「被災労働者」という。）は、審査請求人の事業場で溶接作業員として雇用されていたところ、令和元年12月23日、当該事業場の工場内の溶接作業場において作業中、移動しようとして足元にあった工具を踏んで転倒し、左肘を地面に打ち付け、同時に左肩を痛めた（以下この事故を「本件事故」という。）。被災労働者は、令和元年12月24日に「左肩関節捻挫」、令和2年3月19日に「外傷性左肩関節周囲炎、左肩腱板損傷」と診断され、その後、令和2年6月17日に「左肩腱板断裂」（以下「本件負傷」という。）と診断された。

（令和2年9月14日付けの休業補償給付支給請求書、診療費請求内訳書（C医院）、C医院が作成した令和2年11月6日付けの「意見書の提出について」と題する書面、診療費請求内訳書（D医療センター））

- (3) 審査請求人は、令和2年11月17日、E労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）に対し、保険関係成立日を「平成30年4月1日」、事業の種類を「構築用金属製品製造業」とする保険関係成立届（以下「本件保険関係成立届」という。）を提出し、本件保険関係成立届は、事業の種類の詳細目（業種コード）を「5401」（金属製品製造業又は金属加工業）として受理された。

（保険関係成立届、適用情報検索帳票）

- (4) 被災労働者は、令和2年10月1日、本件労基署長に対し、同年6月17日から同年8月31日までの休業期間について、第1回休業補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、同年11月18日、被災労働者の本件負傷と本件事故との関連性は明らかであるとして、本件負傷を業務上の災害

と認定し、同月19日、その請求に係る休業補償給付の支給決定をして、同月27日、被災労働者に対し、保険給付を行った。

(令和2年9月14日付けの休業補償給付支給請求書、休業支給決定決議書、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書、労働基準行政システム(休業概要画面))

- (5) 被災労働者は、本件労基署長に対し、上記(4)の休業期間以降の休業期間(令和2年9月1日から令和4年1月31日まで)について、第2回休業補償給付から第14回休業補償給付までの各支給を請求したところ、本件労基署長は、その請求に係る各休業補償給付の支給決定をして、被災労働者に対し、各保険給付を行った。

(労働基準行政システム(休業概要画面))

- (6) 処分庁は、本件は運用通達に定める重大な過失の認定基準である「保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に該当するとして、労災保険法31条1項1号の規定に基づき、審査請求人に対し、上記(4)及び(5)の各保険給付に要した各費用の一部(40%相当額)を徴収する各決定をした。

(件名を「労災保険法第31条第1項第1号の規定に基づく費用徴収について」とする決裁・供覧文書)

- (7) 審査請求人は、上記(6)の各決定のうち、第12回休業補償給付及び第13回休業補償給付に要した各費用の一部(40%相当額)を徴収する各決定を不服として、それぞれ審査請求をした。その経緯は、以下のとおりである。

ア 令和4年度諮問第81号(第12回休業補償給付に要した費用の徴収決定に係る審査請求)

- (ア) 被災労働者は、令和3年11月19日、本件労基署長に対し、同年9月1日から同月30日までの休業期間について、第12回休業補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、同年11月30日、その請求に係る休業補償給付の支給決定をして、同年12月3日、被災労働者に対し、保険給付を行った。

(令和3年11月16日付けの休業補償給付支給請求書、休業支給決定決議書、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書)

- (イ) 処分庁は、令和4年1月11日付けで、審査請求人に対し、「貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると

認められ、下記のとおり保険給付に要した費用を徴収することに決定した」との理由を付して、支給した保険給付の額（12万7,290円）の40%に相当する額（5万0,916円）を徴収する決定（以下「本件先行徴収決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

(ウ) 審査請求人は、令和4年2月17日、審査庁に対し、本件先行徴収決定を不服として審査請求（以下「本件先行審査請求」という。）をした。

（審査請求書）

イ 令和4年度諮問第82号（第13回休業補償給付に要した費用の徴収決定に係る審査請求）

(ア) 被災労働者は、令和4年1月24日、本件労基署長に対し、令和3年10月1日から同年12月31日までの休業期間について、第13回休業補償給付の支給を請求したところ、本件労基署長は、令和4年1月26日、その請求に係る休業補償給付の支給決定をして、同年2月4日、被災労働者に対し、保険給付を行った。

（令和4年1月21日付けの休業補償給付支給請求書、休業支給決定決議書、労働者災害補償保険法第31条第1項の規定に係る保険給付通知書、労働基準行政システム（休業概要画面））

(イ) 処分庁は、令和4年2月15日付けで、審査請求人に対し、「貴殿は、労働者災害補償保険法第31条第1項第1号の規定に該当すると認められ、下記のとおり保険給付に要した費用を徴収することに決定した」との理由を付して、支給した保険給付の額（39万0,356円）の40%に相当する額（15万6,142円）を徴収する決定（以下「本件後行徴収決定」といい、本件先行徴収決定と併せて「本件各徴収決定」という。）をした。

（労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）

(ウ) 審査請求人は、令和4年4月6日、審査庁に対し、本件後行徴収決定を不服として審査請求（以下「本件後行審査請求」という。）をした。

（審査請求書）

(8) 審査庁は、令和5年2月8日、当審査会に対し、本件各徴収決定に係る上記(7)の各審査請求（本件各審査請求）はいずれも棄却すべきであるとして本件各諮問をした。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 前提事実の誤認

審査請求人は、設立以来、「建設事業」に関する保険関係成立届を提出して労災保険に加入しているから、保険関係成立届の提出を怠っていたという事実はない。本件各徴収決定は、保険関係成立届における届出内容の相違（建設事業と製造業）を理由とするようであるが、審査請求人は、本件事故当時も、建設工事をしてきた。すなわち、本件事故は、労災保険法31条1項1号に規定する保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故に該当しないにもかかわらず、処分庁は、十分な調査をせずに、審査請求人が建設工事をしていないとの前提で、本件各徴収決定をした。

したがって、本件各徴収決定には、前提事実を誤認した違法がある。

(2) 本件負傷と本件事故との間の因果関係の不存在

被災労働者は、令和元年12月23日の本件事故後、「左肩関節捻挫」と診断されて、同月24日、同月27日及び令和2年1月4日の3回、治療を受けたが、その後は仕事に復帰し、自主退職をした同年3月末まで溶接工として従前どおりの通常の仕事をしていた。そして、被災労働者が「左肩腱板断裂」（本件負傷）と診断されたのは、本件事故から約6か月も経過した令和2年6月17日であるから、本件負傷は、本件事故に基づくものではなく、被災労働者が自主退職をした後の何らかの事情に基づくものである。

したがって、本件負傷と本件事故との間に因果関係は存在しない。

(3) 重大な過失の不存在

労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無は、運用通達ではなく、判例に従って判断すべきである。判例によれば、重大な過失とは、「通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」とされている（最高裁昭和32年7月9日第三小法廷判決・民集11巻7号1203頁参照）。

審査請求人は、事業主に代わって労働保険料の申告・納付その他労働保険に関する各種の届出等の事務手続（以下「労働保険料に関する事務手続」という。）を行う専門家（労働保険事務組合）に対し、自らの労働保険料に関する事務手続を依頼し、その指示に従って、毎年、労働保険料の納付をし

ていたが、その専門家からも、また、労働基準監督署からも、何ら問題点を指摘されていなかったから、審査請求人は、「わずかの注意さえすれば」、労災保険料率適用事業細目表において96分野に細分化された分野の違いを「たやすく」予見することができたといえないことは極めて明白である。

したがって、審査請求人には労災保険法31条1項1号の重大な過失は存在しない。

(4) 運用通達に定める事業主の重大な過失を認定しない例外的な事情の存在

運用通達は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときであっても、例外的な事情がある場合、具体的には、「事業主が、本来独立した事業として取り扱うべき出張所等について、独立した事業には該当しないと誤認したために、当該事業の保険関係について直近上位の事業等他の事業に包括して手続をとっている場合」には、事業主の重大な過失として認定しないと定めている（記2の(1)のロの(α)のb）。

本件では、審査請求人が建設工事をしてきたこと、審査請求人の事業場の工場内での仕事は建設現場で使われる部材（建築用構造物等）の製作であること、審査請求人が自らの労働保険料に関する事務手続を専門家に依頼してその指示に従っていたことなどの事情があり、これらの事情は、運用通達に定める上記の例外的な事情に類似している。

したがって、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無を運用通達に従って判断したとしても、審査請求人には重大な過失はないと判断すべきである。

(5) 理由付記

処分庁は、運用通達に定める事業主の重大な過失を認定するための要件に該当するようにするため、令和2年11月17日、審査請求人に対し、事実上強制して、保険関係成立日を平成30年4月1日まで遡及させる保険関係成立届（本件保険関係成立届）を提出させた。これは、運用通達の内容を知らない審査請求人の無知を利用している点で不当であるし、保険関係成立日を遡及させる法的根拠が不明な中、不利益を課している点で理解不能であるが、いずれの点に関しても、本件各徴収決定の通知書において全く説明がされていないから、本件各徴収決定は、理由不備でもある。

(6) 以上の理由により、本件各徴収決定の取消しを求める。

第2 各諮問に係る審査庁の判断

1 本件の争点は、①本件各徴収決定が労災保険法31条1項1号の要件に該当するか否か及び②本件負傷と本件事故との間に因果関係があるか否かである。

2 本件各徴収決定の労災保険法31条1項1号の要件該当性について

(1) 本件保険関係成立届の提出について

審査請求人は、従前、事業の種類の詳細(業種コード)を「3502」(木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業)とする保険関係成立届を提出していたが、令和2年11月17日、事業の種類の詳細(業種コード)を「5401」(金属製品製造業又は金属加工業)とする保険関係成立届(本件保険関係成立届)を提出した。

この点について、審査請求人は、本件保険関係成立届の提出は事実上強制されたものであるし、本件事故当時も建設工事をしてきたから、本件各徴収決定は誤った事実を前提とするものであると主張する。

しかし、本件事故は、審査請求人の建設事業に係るものではなく、製造業に係るものであり、そもそも、審査請求人は、「製造業」に関する保険関係成立届を提出する必要があったのであるから、審査請求人が本件保険関係成立届を提出したことは妥当である。また、処分庁は、審査請求人は「工場内で鉄骨を製作し、引き取りのトラックが来て納品するまでの契約がほとんどとなった。」と認定したのであって、審査請求人が建設工事を全くしていないとは認定していないから、本件各徴収決定が誤った事実を前提としたものであるという審査請求人の上記主張は、採用することができない。

(2) 本件保険関係成立届による保険関係成立日の遡及について

審査請求人は、処分庁が、審査請求人に対し、事実上強制して、保険関係成立日を平成30年4月1日まで遡及させる保険関係成立届(本件保険関係成立届)を提出させたことは、運用通達の内容を知らない審査請求人の無知を利用している点で不当であるし、保険関係成立日を遡及させる法的根拠が不明な中、不利益を課している点で理解不能であるなどと主張する。

しかし、労災保険法31条1項1号は、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届をしていない期間中に生じた事故について、保険給付に要した費用を事業主から徴収することができる」と規定しており、費用の徴収決定自体は、保険関係成立日の遡及の有無にかかわらず、上記の規定に基づきされるものであるから、保険関係成立日を遡及させるという不利益を課すものではない。

そして、労災保険の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業について労災保険に係る保険関係が成立し、事業主は、保険関係成立届の提出が義務付けられているところ、本件では、遅くとも平成30年4月1日には、事業の種類細目（業種コード）を「5401」（金属製品製造業又は金属加工業）とする保険関係が成立していたと認められるから、それを明確にする観点から、労働保険料徴収法4条の2第1項の規定に基づき、審査請求人に対して本件保険関係成立届を提出させたことは、違法又は不当とはいえない。

(3) 審査請求人の重大な過失の有無について

本件では、審査請求人が保険関係成立届を提出しなかったことに故意が認められないことについては、審査請求人と処分庁との間で争いが無いから、審査請求人が保険関係成立届を提出しなかったことに重大な過失が認められるか否かが問題となる。

運用通達によれば、事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、「保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に認定するとされているところ、本件では、保険関係成立日は平成30年4月1日、本件事故の発生日は令和元年12月23日、審査請求人が本件保険関係成立届を提出したのは令和2年11月17日であるから、本件事故は、審査請求人が事業の種類細目（業種コード）を「5401」（金属製品製造業又は金属加工業）とする保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故であり、かつ、審査請求人は、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかったことになる。そして、本件は、運用通達に定める例外的な事情により保険関係成立届を提出していなかったという事案ではない。そうすると、運用通達に従えば、審査請求人には重大な過失があったと認定することになる。

この点について、審査請求人は、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無は、運用通達ではなく、判例に従って判断すべきであると主張する。しかし、運用通達は、労災保険法31条1項1号の運用上の基準を示したものであり、労災保険制度及びこれに関する事業主の義務の重要性、これらに関して一般的に一定の周知も図られていることなどに鑑みると、運用通達で、事業主が、保険関係成立日から1年以上もの間、保険関係成立届を提出していない場合には、特段の事情がない限り、重大な過失により保険関係成立届を提出していないものと認定すると定めていることに不合理な点

はないから、処分庁が運用通達に従って審査請求人に重大な過失があったと認定したことは不合理とはいえない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、本件では、運用通達に定める例外的な事情（記2の(1)のロの(㍑)のb）と類似した事情があるから、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無を運用通達に従って判断したとしても、審査請求人には重大な過失はないと判断すべきであると主張する。しかし、審査請求人は、平成30年度確定保険料申告書及び令和元年度確定保険料申告書において、雇用保険については、労働者の賃金総額を「6,532千円」及び「6,000千円」と申告しているにもかかわらず、事業の種類を「建設事業」として加入している労災保険については、労働者の賃金総額を「0円」と申告しているから、審査請求人は、自らが建設事業を行っていないことを認識していたことが明らかである。したがって、審査請求人の事業場の工場内で行っていた製造業について、行っていなかった建設事業に付随した独立性のない事業と誤認したという審査請求人の上記主張は、不合理であって、採用することができない。

そして、上記のとおり、審査請求人は、平成30年度以降は、建設事業を行っていないことを認識していたにもかかわらず、自らの労働保険料に関する事務手続を専門家に任せきりにし、「製造業」に関する保険関係成立届を提出していなかったのであるから、審査請求人には事業主としての義務を怠った重大な過失があったといえることができる。

3 本件負傷と本件事故との間の因果関係について

審査請求人は、本件負傷は本件事故に基づくものではなく、被災労働者が自主退職をした後の何らかの事情に基づくものであるとして、本件負傷と本件事故との間に因果関係は存在しないと主張する。

しかし、労災保険法31条1項1号の規定に基づく本件各徴収決定に対する審査請求の手續において、本件負傷を業務上の災害と認定した本件労基署長の判断の当否を争うことはできないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

4 以上によると、本件各徴収決定は妥当であり、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、各審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件各徴収決定は違法又は不当なものとは認められず、本件各審査請求は理由がないから棄却

すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

(本件先行審査請求)

審査請求の受付	: 令和4年2月17日
審査請求書の補正の求め	: 同年3月17日 (審査請求の受付から1か月)
補正書の受付	: 同月24日
審理員の指名	: 同年4月22日 (審査請求の受付から約2か月、補正書の受付から約1か月)
弁明書の受付	: 同年6月17日
審査請求人からの閲覧等請求	: 同月23日
閲覧等請求に係る意見照会	: 同月24日
処分庁からの意見提出	: 同年7月26日 (意見照会から約1か月)
反論書の受付	: 同年8月22日
閲覧等請求に係る決定	: 同年10月20日 (閲覧等請求から約4か月、処分庁からの意見提出から約3か月)
閲覧等請求に係る資料送付	: 同月26日
反論書(追加)の受付	: 同年11月10日
審理員意見書の提出	: 同年12月26日 (反論書(追加)の受付から約1か月半)
諮問	: 令和5年2月8日 (審理員意見書の提出から約1か月半、審査請求の受付から約1年)

(本件後行審査請求)

審査請求の受付	: 令和4年4月6日
審理員の指名	: 同年5月25日 (審査請求の受付から約1か月半)

弁明書の受付	: 同年6月17日
反論書の受付	: 同年8月22日
反論書（追加）の受付	: 同年11月10日
審理員意見書の提出	: 同年12月26日 (反論書（追加）の受付から約1か月半)
諮問	: 令和5年2月8日 (審理員意見書の提出から約1か月半、 審査請求の受付から約10か月)

- (2) そうすると、本件各審査請求では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約2か月（うち、審査請求の受付から審査請求書の補正の求めまでに1か月）又は約1か月半の期間を、②反論書（追加）の受付から審理員意見書の提出までに約1か月半の期間を、③審理員意見書の提出から諮問までに約1か月半の期間を要しているが、これらの手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。

また、本件先行審査請求では、処分庁が提出した弁明書の添付書類について審査請求人から閲覧等の請求がされたところ、当該請求に係る審理員からの意見照会に対して処分庁が意見を提出するのに約1か月の期間を、当該意見の提出を受けて審理員が当該請求に係る決定をするのに約3か月の期間を要したため、審査請求人が閲覧等の請求をしてから審理員が当該請求に係る決定をして当該請求に係る資料を送付するまでに約4か月もの長期間を要している。このため、審査請求人は、上記資料の送付を受けて、追加の反論書を提出することを余儀なくされたのであり、本件では、審査請求人からの閲覧等の請求に係る手続に長期間を要したことも反省する必要がある。

審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

2 本件各徴収決定の違法性又は不当性について

- (1) 労災保険法31条1項1号によれば、政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができることとされ（上記第1の1の(4)）、ここにいう事業主の故意又は重大な過失の有無については、運用通達がその認定基準を定めている（上記第1の1の(5)）。

審査請求人は、平成9年4月1日、事業の種類を「建設事業」とする保険関係成立届を提出して労災保険に加入していた（上記第1の2の(1)）が、本件事故は、審査請求人の事業場で溶接作業員として雇用されていた被災労働者が令和元年12月23日に当該事業場の工場内での溶接作業をしていたときに発生したものである（上記第1の2の(2)）。

審査請求人の代表取締役Fは、本件労基署長からの事情聴取に対し、元々は、工場内で建築用構造物を製作し、それを現場で据え付ける仕事が多かったが、3、4年前頃から、工場内で製作した建築用構造物を元請業者に納品する仕事をするようになり、現在では、工場内で建築物の梁（鉄骨）を製作して納品するという大手鉄工所の下請けの仕事がほとんどであると供述している（保険給付等調査復命書（調査年月日：令和2年11月10、17日）に添付の同年10月15日付け及び同年11月11日付けの各調査記録書参照）。

そして、審査請求人は、本件事故の発生を受けて、保険関係成立日を「平成30年4月1日」、事業の種類を「構築用金属製品製造業」とする保険関係成立届（本件保険関係成立届）を提出している（上記第1の2の(3)）。なお、「構築用金属製品製造業」は、事業の種類「製造業」の細目の一つである「金属製品製造業又は金属加工業」に含まれる（労働新聞社編「労災保険適用事業細目の解説 平成30年版」（124、125頁）参照）。

以上によれば、本件事故は、審査請求人が労災保険に加入していなかった「製造業」に関する事故であったと認められる。

したがって、本件では、審査請求人が事業の種類を「製造業」とする保険関係成立届を提出していなかったことに故意又は重大な過失が認められるか否かが問題となる。

(2) 審査請求人の故意について

運用通達によれば、労災保険法31条1項1号の事業主の故意は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けたにもかかわらず、10日以内に保険関係成立届を提出していなかった場合に認定するとされている（上記第1の1の(5)のイ）ところ、審査請求人が、「製造業」に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていないことについては、審査関係人間に争いが無いから、審査請求人が「製造業」に関する保険関係成立届を提出していなかったことに故意があったと認めることはできない。

(3) 審査請求人の重大な過失について

運用通達によれば、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、保険手続に関する指導又は加入勧奨を受けていない場合で、かつ、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないときに認定するが、事業主が、その雇用する労働者を労働者に該当しないと誤認し、又は本来独立した事業として取り扱うべき出張所等を独立した事業に該当しないと誤認したという例外的な事情により保険関係成立届を提出していなかった場合には、事業主の重大な過失として認定しないとされている（上記第1の1の(5)のイ）。

審査請求人が、本件事故に係る事業（製造業）に関し、保険関係成立日を「平成30年4月1日」とする保険関係成立届（本件保険関係成立届）を提出したのは、令和2年11月17日である（上記第1の2の(3)）から、審査請求人は、保険関係成立日から約2年7か月半もの間、「製造業」に関する保険関係成立届を提出していなかったことになる。そして、本件は、運用通達が定める上記の例外的な事情により保険関係成立届を提出していなかったという事案ではない。

そうすると、審査請求人は、本件事故に係る事業（製造業）に関し、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していなかったのであるから、審査請求人が保険関係成立届を提出していなかったことには重大な過失があったと認めることができる。

そして、運用通達は、事業主の重大な過失が認定される場合における徴収金の額は保険給付の額に100分の40を乗じて得た額とすると定めている（上記第1の1の(6)のイ）ところ、本件各徴収決定は、いずれも各保険給付の額の40%に相当する額を徴収すると決定したものである（上記第1の2の(7)）。

以上によれば、本件各徴収決定に違法又は不当な点は認められない。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「建設事業」に関する保険関係成立届を提出して労災保険に加入し、本件事故当時も、建設工事をしていたから、保険関係成立届の提出を怠っていたという事実はないにもかかわらず、処分庁は審査請求人が建設工事はしていないとの前提で本件各徴収決定をしたから、本件各徴収決定には前提事実を誤認した違法があると主張する（上記第1の3の(1)）。

確かに、審査請求人が提出した請負建設工事一覧表によれば、審査請求人は、平成30年度から令和2年度までの3年間に13件（「入金金額」欄の件数による。）の建設工事をしたことが認められるが、同じく審査請求人が提出した総勘定元帳（売上高一覧表）によれば、上記3年間の売上げの件数は、合計116件であるから、建設工事は、件数では、売上げの件数全体の約11.2%にすぎない。また、上記の請負建設工事一覧表によれば、建設工事による入金金額は、平成30年度が「1,454,220円」、令和元年度が「4,313,368円」であるが、審査請求人の平成30年度及び令和元年度の各法人事業概況説明書によれば、審査請求人の売上（収入）高は、平成30年度が「39,863千円」、令和元年度が「27,996千円」であるから、建設工事は、金額では、平成30年度は売上（収入）高の約3.6%、令和元年度は売上（収入）高の約15.4%にすぎない。そうすると、遅くとも平成30年度以降、建設工事は、審査請求人の主な事業ではなくなっていたのであり、上記(1)の審査請求人の代表取締役の供述内容によれば、建設工事に係る売上げ以外は、製造業に係る売上げであるから、遅くとも平成30年度以降の審査請求人の主な事業は、製造業になっていたと認められる。

したがって、審査請求人は、「製造業」に関する保険関係成立届を提出する必要があったにもかかわらず、その提出を怠っていたことになる。

なお、処分庁は、弁明書において、上記(1)の審査請求人の代表取締役の供述内容を引用する一方で、平成30年度以降、審査請求人が建設事業に係る労災保険料の納付をしていないことを確認したと記載しているから、処分庁が審査請求人は建設工事をしていないとの前提で本件各徴収決定をしたか否かは明らかではない。しかし、上記のとおり、審査請求人は、「製造業」に関する保険関係成立届を提出する必要があったにもかかわらず、その提出を怠っていたのであるから、処分庁が上記の前提で本件各徴収決定をしたとしても、そのことは、本件各徴収決定の効力を左右するものではない。

以上によれば、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

イ 審査請求人は、本件負傷と本件事故との間に因果関係は存在しないと主張する（上記第1の3の(2)）が、労災保険法31条1項1号の規定に基づく費用徴収決定に対する審査請求の手續において、労働者の労働災害

に係る業務上外の認定の当否を争うことはできないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

ウ 審査請求人は、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無は運用通達ではなく、判例に従って判断すべきであり、判例に従って判断すれば、審査請求人には重大な過失は存在しないと主張する（上記第1の3の(3)）。

労災保険法31条1項1号の規定による費用徴収制度（以下単に「費用徴収制度」という。）は、労災保険に係る保険関係が成立しているにもかかわらず、保険関係成立届を提出しない事業主が存在することは、労災保険制度の運用上大きな問題であり、また、事業主間の費用負担の公平性の観点からも早急に解消する必要があるとして、昭和61年の労災保険法の改正により導入された制度であるが、その後、平成15年12月の総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」において、「法律上、保険給付に要した費用の全部を徴収することができるにもかかわらず、そのような運用がされていないことや、故意又は重過失がある場合を限定的に解していることについて、一部使用者のモラルハザードを助長している」との指摘がされたことを受けて、費用徴収制度のより積極的な運用を図るため、その運用の見直しを行うとして発出されたのが、運用通達である（運用通達の記1参照）。運用通達は、平成17年9月の発出以来、事業主に一定の周知が図られてきていると考えられるし、費用徴収制度の運用の見直しを行うとした上記の趣旨（理由）に鑑みれば、運用通達が、事業主が保険関係成立日から1年以上の期間を経過してなお保険関係成立届を提出していない場合には、例外的な事情がない限り、事業主に重大な過失があると認定するとしたことに不合理な点はないというべきである。

したがって、処分庁が費用徴収制度の運用上の取扱いを定めた運用通達に従って審査請求人に重大な過失があったと認定したことに問題はない。

なお、上記アのとおり、審査請求人の主な事業は、遅くとも平成30年度以降は、建設事業ではなく、製造業になっていたと認められるし、審査請求人が提出した平成30年度確定保険料申告書及び令和元年度確定保険料申告書によれば、審査請求人は、事業の種類を「建設事業」として加入していた労災保険について、両年度とも、労働者の賃金総額を

「0円」と申告して、労災保険料を納付していなかったことが認められるから、審査請求人は、上記の主な事業の変化を認識していたことが明らかである。ところが、審査請求人は、自らの労災保険料に関する事務手続を専門家に任せきりにして、「製造業」に関する保険関係成立届を提出せずに放置し、保険関係成立日から1年8か月以上が経過した時点で本件事故が発生したのであるから、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無を審査請求人が指摘する判例に従って判断したとしても、審査請求人には保険関係成立届を提出しなかったことに事業主として重大な過失があったといえることができる。

以上によれば、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

エ 審査請求人は、本件では、審査請求人が建設工事をしてきたこと、審査請求人の事業場の工場内での仕事は建設現場で使われる部材（建築用構造物等）の製作であること、審査請求人が自らの労働保険料に関する事務手続を専門家に依頼してその指示に従っていたことなどの事情があり、これらの事情は運用通達に定める例外的な事情に類似しているから、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失の有無を運用通達に従って判断したとしても、審査請求人には重大な過失はないと判断すべきであると主張する（上記第1の3の4）。

しかし、上記ウのとおり、審査請求人は、その主な事業が、遅くとも平成30年度以降は、建設事業ではなく、製造業になっていたことを認識していたことが明らかであるから、審査請求人が製造業を独立した事業ではなく、建設事業に付帯したものであると誤認したなどという事情があったとは到底認められない。

したがって、審査請求人に運用通達に定める例外的な事情に類似する事情があったとはいえないから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

オ 審査請求人は、処分庁が運用通達に従って審査請求人の重大な過失を認定するため、審査請求人に保険関係成立日を遡及させる保険関係成立届（本件保険関係成立届）の提出を事実上強制したなどと主張するとともに、本件各徴収決定の通知書は理由不備でもあると主張する（上記第1の3の5）。

しかし、上記アのとおり、審査請求人の主な事業は、遅くとも平成30年以降は、建設事業ではなく、製造業になっていたことが認められる

から、本件労基署長が審査請求人に対して「製造業」に関する保険関係成立届（本件保険関係成立届）の提出を求めたことは、労働保険料徴収法4条の2第1項の規定に従ったものであって、問題はない。したがって、処分庁が審査請求人に本件保険関係成立届の提出を事実上強制したなどという審査請求人の上記主張は、採用することができない。

次に、本件各徴収決定の通知書をみると、本件各徴収決定の理由としては、審査請求人が労災保険法31条1項1号の規定に該当すること及び費用徴収率が40%であることが記載されているだけである（上記第1の2の(7)のアの(イ)及びイの(イ)）。これらの記載だけでは、審査請求人は、労災保険法31条1項1号の重大な過失があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、これらの記載は、行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項が求めている理由付記として十分であるとはいえない（下記3参照）。しかし、本件各徴収決定の通知書に上記の記載しかされていないことをもって、行政手続法14条1項が求めている理由付記の趣旨が損なわれているとまではいえない（下記3参照）。したがって、本件各徴収決定の通知書は理由不備でもあるという審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (5) 上記(1)から(4)までで検討したところによれば、本件各徴収決定は、違法又は不当であるとはいえない。

3 付言

- (1) 運用通達によれば、労災保険法31条1項1号の事業主の重大な過失は、事業主が、当該事故に係る事業に関し、「保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に認定するとされている（上記第1の1の(5)のイ）から、「当該事故が保険関係成立日から1年以内に発生したとき」であっても、保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していない事業主は、当然に費用徴収の対象となるものと解される。ところが、審査庁の説明によれば、「当該事故が保険関係成立日から1年以内に発生したとき」は、費用徴収の対象とはしていないとのことであり、その理由は、労災保険法31条1項1号が、事業主が故意又は重大な過失により保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故を費用徴収の対象とすると規定しており、運用通達が「保険関係成立日から1年を経過してなお保険関係成立届を提出していないとき」に事業主の重大な過失を認定すると定めていることから、両者を併せ読めば、費用徴収の対象となるのは、

「当該事故が保険関係成立日から1年を経過して発生したとき」ということになるからであるという（令和5年2月28日付けの事務連絡）。そうすると、事業主の重大な過失による費用徴収の対象となるのは、実際には、「事業主が、当該事故に関し、保険関係が成立したにもかかわらず、保険関係成立届を提出していない場合において、当該事故が保険関係成立日から1年を経過して発生したとき」に限定されることになる（以下これを「実際の運用基準」という。なお、本件は、本件事故が「製造業」に関する保険関係成立日から1年8か月以上が経過した時点で発生しているから、実際の運用基準にも該当している。）。しかし、運用通達には、実際の運用基準が分かりやすく記載されていないから、実際の運用基準を運用通達から読み取ることは、困難であるといわざるを得ない。

当審査会は、本件と同種の事案についての令和4年1月31日付けの答申（令和3年度答申第67号）において、運用通達の早急な見直しを求める付言をしたが、審査庁は、いまだにその見直しをしていない。そこで、当審査会が、審査庁に対し、運用通達の見直しをしていない理由について説明を求めたところ、審査庁から、現在、「費用徴収に関する取り扱い全般について見直しの検討を行っていること」から、検討に時間を要しているが、上記の付言を厳粛に受け止め、運用通達の内容を「より齟齬の生じない、分かりやすい記載とすること」について継続して検討する旨の回答があった（上記の事務連絡）。

審査庁においては、運用通達が分かりやすい内容のものとなるように、その見直しを速やかにされたい。

- (2) 本件各徴収決定の通知書には、本件各徴収決定の理由として、審査請求人が労災保険法31条1項1号の規定に該当すること及び費用徴収率が40%であることが記載されているだけであり、これらの記載だけでは、審査請求人は、労災保険法31条1項1号の重大な過失があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、上記2の(4)のオのとおり、これらの記載は、行政手続法14条1項が求めている理由付記として十分であるとはいえない。

費用徴収制度は、運用通達に従って運用されているのであるから、審査庁においては、上記(1)のとおり、運用通達が分かりやすい内容のものとなるように、その見直しを速やかにするとともに、都道府県労働局長に対し、労災保険法31条1項1号の規定に基づく費用徴収決定をするときは、当該費

用徴収決定の通知書において、見直し後の運用通達の内容を引用しつつ、同号の規定に該当する根拠（理由）を具体的に付記するように指導されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件各審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴 公	美
委	員	村	田	珠	美